

事 務 連 絡

平成23年3月15日

各都道府県水道行政担当部局担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

原子力発電所の被災に伴う水道水での対応について（情報提供）

原子力発電施設の事故等に対する水道における対応については、平成21年8月5日付け健水発第0805第1号水道課長通知「放射性物質漏洩時の水道における対応体制の整備について」（別紙1）に示すように、飲料水を含む飲食物の摂取制限の実施の必要性については、原子力災害対策特別措置法第26条に基づき原子力災害対策本部が判断することとされています。原子力災害対策本部が地方公共団体に摂取制限の指示を行う場合には、その指示に基づき、市町村が住民に対して広報することが必要となります。

なお、原子力災害対策本部等が摂取制限措置を講じることが適切かどうかの検討を開始する目安として、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」において、飲食物の摂取制限に関する指標（別紙2）が示されています。